

2022年11月10日、日本陸上競技連盟は、本連盟登録会員に対し、下記の処分を行った。

処分内容	処分事由	処分決定日
戒告	<p>当該登録会員は、医師ではなく、かつ、はり師免許を有しないにもかかわらず、2021年2月から2022年1月までの間に、少なくとも、自身が監督を務める陸上競技部の複数の部員に対し、多数回にわたり、はり治療を施したものである。</p> <p>上記行為は、無免許ではりを業としたものであって、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第1条に違反するものであり、法令に違反し、かつ犯罪に該当する行為であり、登録会員処分規程第2条第1項第1号及び第2号に定める処分事由に該当する。</p>	2022年11月10日